



三國
傳來

善光寺如來繪詞傳

六



ハ 4
6207
6





本宇田川



善光寺如来繪詞傳卷六

法印大和尚位權大僧都正空纂述

崇峻天皇の御宇（崇峻天皇の御宇）とづり五年（崇峻天皇の御宇）ふとて壬子の十月三日（崇峻天皇の御宇）ふ
崩御（崇峻天皇の御宇）なりふりて同（崇峻天皇の御宇）との十二月八日（崇峻天皇の御宇）ふ 豊御食炊
屋姫尊（崇峻天皇の御宇）と 天日嗣（崇峻天皇の御宇）の 御（崇峻天皇の御宇）々々（崇峻天皇の御宇）ふ即奉（崇峻天皇の御宇）る三十四代
推古天皇（崇峻天皇の御宇）これなり

此（崇峻天皇の御宇）帝ハ 人皇三十代 欽明天皇の御子（崇峻天皇の御宇）ふて御母ハ蘇我稲目
大臣のむとめ堅塩姫（崇峻天皇の御宇）なり 用明天皇（崇峻天皇の御宇）と 同母の御妹 舊の御名と額田部

端嚴の字と云々
日本紀の訓なり

皇女とまう奉る姿色端嚴まう進止軌則一て
聖賢の徳をまうりまうまを御歳十八から敏達天皇の
皇后のちちたまひ三十四歳まで天皇かられまうのち
三十九歳の御とき御兄の崇峻天皇大臣馬子小弒されたまひ
次の御代空まうまゆを群臣三度まで上表勧進て三十
四代の御まうの即たてまう以上日本紀

水鏡いもく推古天皇位ふきたまひてあると
四月は御門にがハ女人なりハ物とまうまう世に
まうりごとハ聖徳太子とまうまうハ物とまうまう
世の人まうびとまうてまう云

推古天皇聖賢の徳まうりことハ日本紀にまうりまうれども
又身ハ女人なりまう政事と聖徳太子まうゆづせたまうハまう
厭慮のあることなう我朝攝政の宣哉日本紀舒明の御巻にも
推古天皇と聖皇と稱ハ聖徳太子と聖王と書たまひこと
格言ともハまうまう

因ハ推古天皇と日本女帝のまうめとおぼらる人あるハ
國史にまうまう古事記と檢らる小二十三代清寧天皇の
御次ハ飯豊天皇とまう女帝と入らてまうりて第二十
四代とまうる小近古の學者ハ舍人親王の日本紀のまう見て古
事記にまうらるゆゑこの女帝あまうとまう
○水鏡いもく廿四代飯豊天皇ハ履中天皇のみまう押羽
子とまうりハ五子あまうまうその御まうめなり甲子のまう二月に

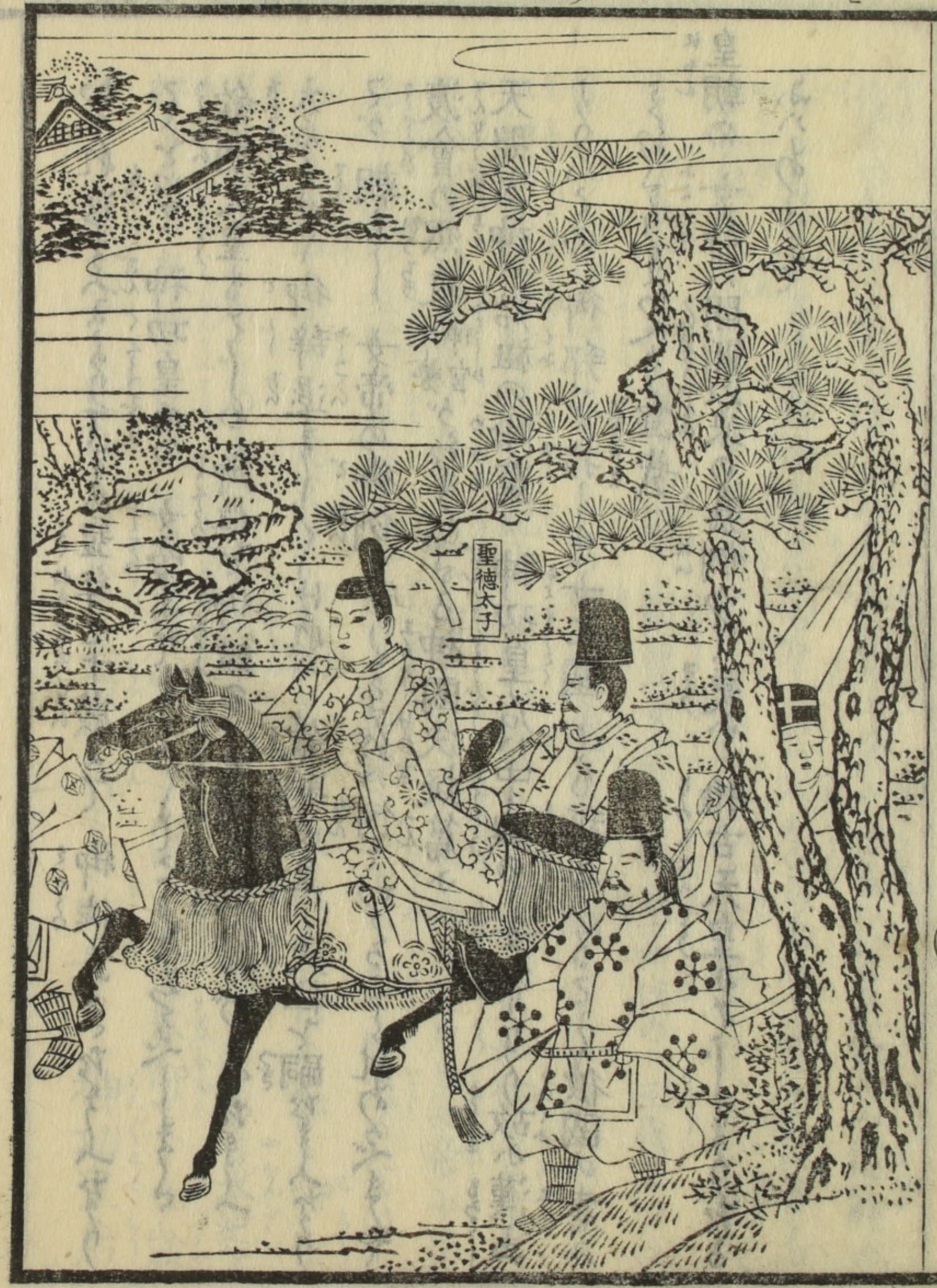
上宮の女帝ハ
先攝政して後
正位に即なす
御例ハ
神功皇后の御時
代ハ攝政より
御即位より
つれども後世
大臣の持て
攝政ハ事別
かり

位につきたまひてほごなくその御門と諸皇の系圖はこれなり
日本紀にハ入たまひて侍なり云云この日本紀といふ古事記の
ことなりまた扶桑略記にも飯豐女帝と第二十四代の王代はこれ
なりまづ其詞といふこの御門と諸皇の系圖はこれなり云云この和銅五年は
但和銅五年上奏の日本紀にこれと載るなり云云この和銅五年は
日本紀といふも亦古事記と指さるなり先是神功皇后も女帝として
第十五代の王代は立たまへり神皇正統紀は七十年天下を治たまひし
つれども攝政とまうして天皇とまうしたるはこれなり御生
涯天下を治るなりめしたるは正位につきたまふゆゑなり日本紀を
按むるハ應神天皇ハ神功皇后の三年ふの末の春御より三歳
つて皇太子は立たまひ六十九歳の御とき御母の神功皇后

御存生のうち
御位につきたまへ
た皇極天皇
これよりまう
御門にまう奉る

かづれにまうしてその翌年七十歳して御位につきたまふなり
つとめて神功皇后の女帝あてまうしこととあるべし
欽明天皇もつとめて御位と御嫂の安閑太后の御位とを
太后とて御辞退まうしければ欽明天皇天位を嗣なまうなり
つとめて朝も女帝の御例まうし何ぞかゝることをあらざるや
渡會の瀬近神官がらびる神國決疑篇に
天照太神ハ始祖の陰靈神功皇后ハ中興の女帝なり故ハ漢土
よりハこの御邦と指して女王國とも稱するること彼國の書ハ
しるしとてり宜哉
皇朝の女帝ハ開闢以来の嘉例として更ハ推古天皇もまうなる
ふハあはれ

聖徳太子萬機と
 攝政たまひ日と
 斑鳩宮より
 推古天皇の内裏へ
 参りたまふ御も
 ちをぐれ老若男
 女もれいと
 御馬の後先つぎ
 そひて慕ひ奉る
 神皇正統紀
 太子の御徳とあけ
 なる中ふあへ



女史傳卷六

この日のことく
 しんてい
 一とふに
 これなり



口来傳卷六

この帝は御宇十年ふありづの成のこゝ信濃の
國司交代ありて前の國司いふふかへらるゝ其頃伊奈
郡宇沼村麻績の里に本多善光として貧しき人あり
されども天性正直みて賢人の徳あるゆゑ豫て國司に
寵愛もあさるべ此たびの都がへりふも道とゞること
とも托て大和の王城まで召伴られける
町版縁起よりいふと云ふ信濃の國司禁裡守護の大番ありて
三箇年と云ふ詰らるゝゆゑ善光もその供へててもふ京詰せし
ことを記せりこれいふことを考へざるの訛言なり日本むろゝハ
郡縣めて國司郡司などもて京より諸國へとゞりたまふゆゑ

今のやうに國に封建の大名なり所謂國司ハ國を守護し
郡司ハ一郡二郡を支配するき書に國造といふも國の
守護職ありて神武天皇の御ときよりその號あれば諸國に
置れしハ成務天皇の四年と云ふめとも其後別國司とされ
り國造ハ神社のこゝと掌り兼て郡司の役をも勤たり
聖徳太子の御ときも國司國造と云ふて國の政事ハ關こと
十七箇條ふもいれたりその後文武天皇の御とき國司と國
守ふありためらるゝと云ふも源賴朝六十餘州の惣追捕使ハ
任ぜられしより一國に二人の國守あるゆゑ公家よりれられ
たりと國司といひ武家より置れらるゝと守護使といふこれ
らもいふは京鎌倉より番國にふらるゝたまふゆゑこの
ときもなほ田舎より京詰とのなりたることと云ふこと

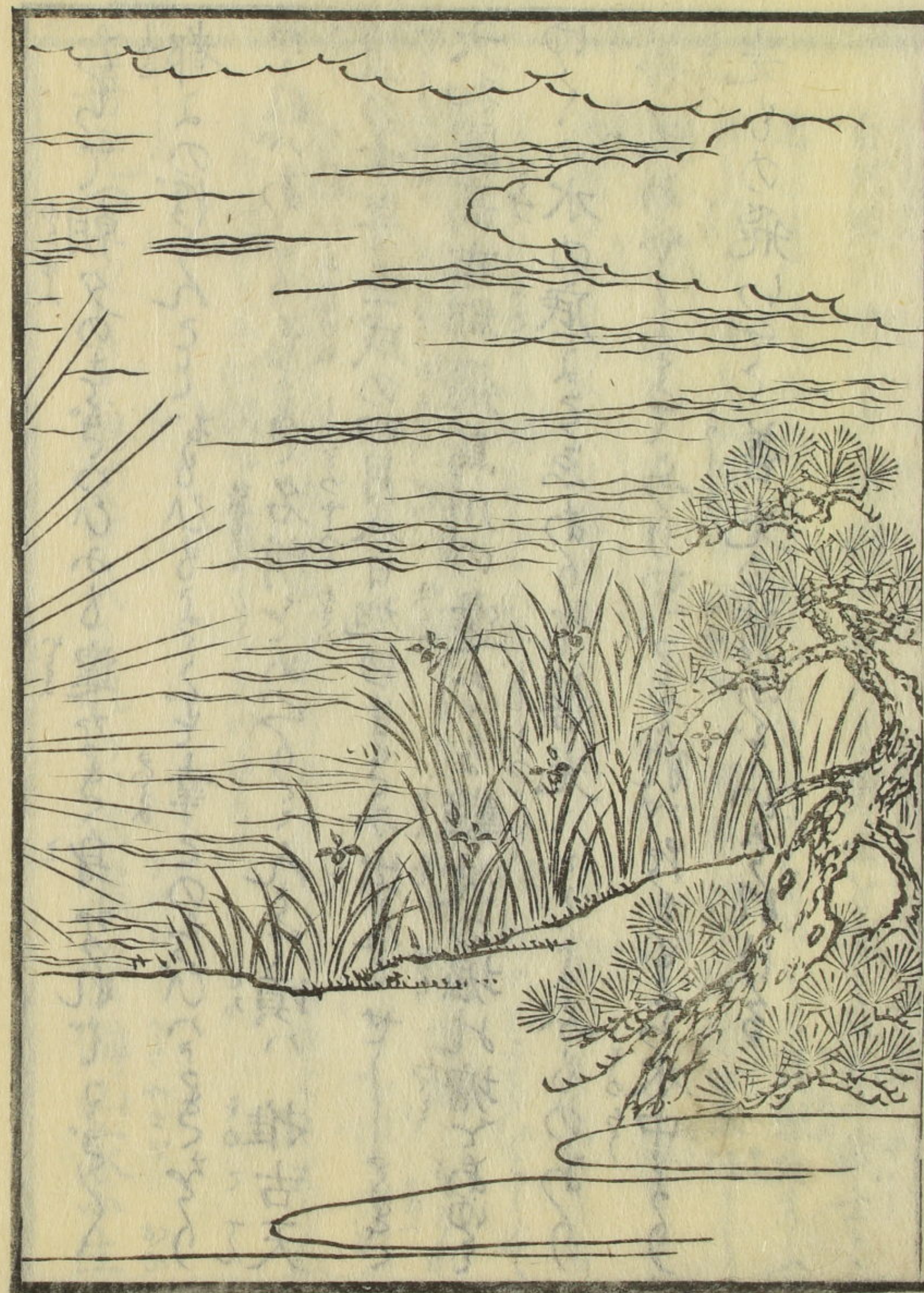
能保八頼朝の姉婿なり

古書に信濃或は信乃とも有り

白河院の御とき諸國の名ある勇士と徴て北面の武士と
あてまつることありあれどもこれらにこそなすものとてく選擧れり
のそあり後鳥羽院の文治元年源義經と伊豫守に任
京都と守護せしめたりとも頼朝と不和ありて程なく
西國に赴きければ北條時政これより都をまもるも
これよりさうづの間にその翌年の五月頼朝のとうひりて
中納言藤原能保は鎌倉の武士とて京都の守護職とてこれ
田舎の武家より禁裏と守護せしめたりとて考れ
うの本よりいへるハ今の世のありさまとて古きことありぬ
人のみづから杜撰と書しとていへり

善光つぐぐと思ひけるは信濃地の僻山家小生

たちて朝夕のまぎつひふも遑なき身なれどもさう
都のぼんことおもひもさうぞ幸このたびはさう
かれはあつちりき名所とめぐりんとて頃ハ推古天
皇の十年壬戌の四月八日旭のまさとみ出んとせし
大和國高市郡飛鳥川の邊なる難波の堀比塘とあゆ
ゆく水底よりありて善光とてさうぶものあり
善光あやうそありかくるればたちまち水中より
光もの飛いで善光の背みぞかたれける



善光おどろきてうもろい逃はなんとせし妙たねなる御聲おんこゑ
りて汝怖おそるこころなれり一光三尊の彌陀如來みだつたうらな
なり汝むす天竺よりて月蓋長者とまゝ時とき
釋迦彌陀二尊の光明くわうめいをかりてまづこの像ぞうをうつせ
り今ふりて一千五百有餘年あるとき國王大おほ
臣おみとうまれ成なりとき長者居士ともなりて生うて世よ
これと供養くやうせり然しかる今いまこれ此邦このくににありて
無縁むゑんの衆生しゆじやうと濟度さいどせんとも因よて汝もまづこゝに生れ
きりてまづ化縁けゑんとなすなり汝が故郷信濃國は

まづ有縁うゑんの地ちなり汝これを負おくる處ところと告つげまひけり
善光これときて宿善立地しゆくぜんたちぢのひけ信心徹底しんじんてつていてまづこの
涙なみだを咽むせびけりまづこの如來がうらいは一天四海いつてんしやうかいよかれちきて
靈佛れいぶつめて先年せんねん聖德太子せいとくたいしもまづ御迎ごむかひおまゐりたまひけり
如來がうらいは江えと出でさせたまひぬることかぬぐ承うけりて
たればいふ佛ほとけのあひせなりともこれ一存いつぞんといへり
がごとて即すなはち禁裏きんりの記録きろく所ところへくづんの委細ゐさいを訴うへ
ければ帝御みかどききまづ本多善光ほんたのぜんかうは此如來このがうらいに因縁ゐんゑんふりて
ゆゑなりん佛ほとけの御告ごこゝろふまりせ信濃國しんのくにかゝりて奉たてまつる

べーと 勅許まゝくける

記録所ハ 後三條院の御ときまじめて置れたる號なれどもその
ことを行らば官府ハむろろ有たるゆゑ今の世にさうやすん
あつておひその名をかり用ゐる

○扶桑略記ふいそ 推古天皇の十年壬戌四月八日

佛の託宣ふりて忽 綸言とぞうたまひ信乃國ふ

うろちてまろる佛像の最初めて靈驗掲馬なり

いまの善光寺三尊佛これなり 云云

掲馬ハ説文
掲ハたぐく擧る
なりとあらて物
分明なるといふ
日本紀ハ著
と訓ぜり今俗
あつて傍訓に



是^こに^うゐ^て善^{ぜん}光^{くわう}と^いふ^一光^{くわう}三^{さん}尊^{そん}の^{やう}如^に来^{らい}と^お負^おち^てま^つり
本^{ほん}國^{こく}信^{しん}濃^{のう}の^ご歸^きり^ける^此と^き禁^{きん}裏^りの^も

勅^{ちく}使^しと^して^わく^りめ^たま^ふなり
○扶^ふ桑^{そう}略^{りやく}記^きの^いそ^く巨^こ勢^{せい}秦^{しん}大^{だい}夫^ふと^して^如来^{らい}と
信^{しん}乃^の國^{こく}に^く送^くり^たま^ふ云^云

○伊^い呂^ろ波^は字^じ類^{るい}抄^{せう} 卷の第十 世守の部 ^ま推^お古^こ天^{てん}皇^{かう}の^{じゅう}十^{ねん}年^{ねん}

ふ^のの^に戌^{しゅ}の^し四^し月^{げつ}八^{はち}日^{にち}信^{しん}濃^{のう}國^{こく}麻^ま績^{しき}の^あ東^{とう}人^{にん}の^に如^に来^{らい}と
つ^とと^と奉^{ほう}て^こふ^づう^う負^おて^本國^{こく}より^る路^ろ次^じの^{しゆく}宿^{しゆく}と
敢^{かん}て^背を^をら^なさ^ば國^{こく}の^し司^しと^この^まと^きと^きて

伊呂波字類抄 十卷漢文なり 内膳典侍橘忠 兼の撰 天養の頃より治 承壽永の頃より 成ち書たり

宿^{しゆく}と^いふ^田と^いふ^とと^と云^云

一^{いっ}本^{ぽん}の^ひ畫^えは^いう^う如^に来^{らい}と^お負^おち^てま^つり^夜に^如来^{らい}と^いふ^とと
負^おせ^たま^ふと^書た^る大^{だい}なる^課なり^朝廷^{てい}より^勅使^しと
そ^へて^おら^うめ^たま^ふゆ^ゑ國^{こく}司^し國^{こく}造^{ぞう}の^{その}驛^{えき}と^きと^きめ
拂^はて^むく^ちて^まつ^り道^{みち}中^{ちゆう}の^{行列}も^嚴重^{じゆう}な^れば^いう^うと^が
始^し終^{しゆう}お^ひひ^ひと^して^字類^{るい}抄^{せう}も^路次^じの^{しゆく}宿^{しゆく}と^敢て^背を
如^に来^{らい}御^ぎ泊^{はく}りの^御旅^{りょ}館^{かん}へ^いの^{その}の^貢と^いふ^とと^と云^云

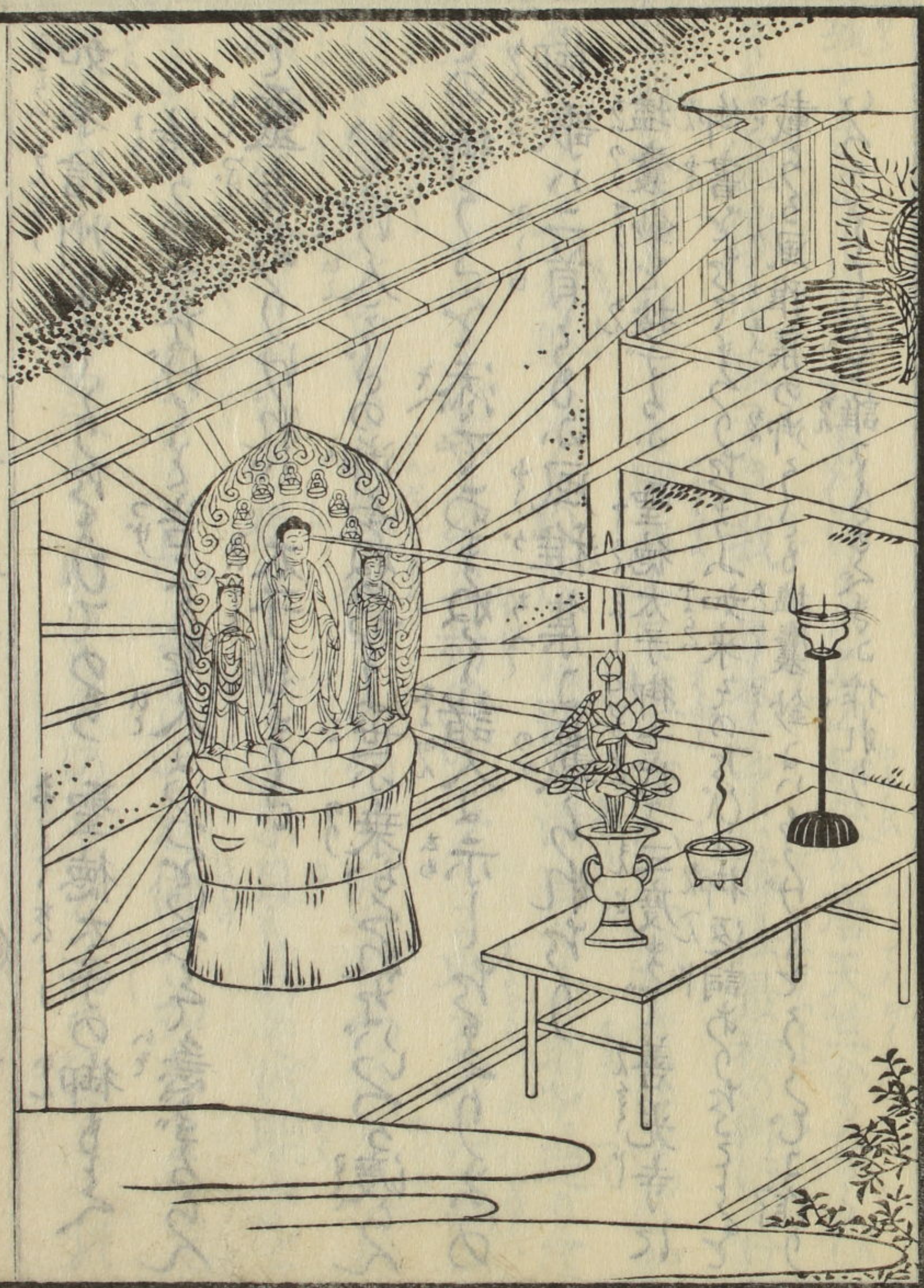


かくて善光如来を供奉して我家にかへり彼難波の
堀江のて如来の告させたまふ前世の因縁を妻れ
彌生は物語をけるふ弥生いと疑をこころ金佛の
物いひたまふなごころも訝し實に如来の現り
告させたまふことあらばそれこそその證とせたまふと
まうしける其時三尊佛閻浮檀金の御もくくあり
光明を赫奕とせたまふて照したまふその光明の中か
おいてむろ天竺のて月蓋長者たりしとき三尊佛出
現のものと因縁その後百濟國よりつりたまひ竟か

日本よりきたりまうまはこころまでと悉くあらわして見せ
しめたまひければ流石の弥生もうごひをれてともふ
信心をこころけりあらるふ善光はもとより困窮の人なる
ゆゑ苟且も如来と置べき設けなく幸あらざるを
春白のありたれば先それと西の廂れもとふなるゆゑ
その上は安置し奉りける
いま善光寺に秘襲せしる光中感見の傳といふこのとき
善光があるしおけるところなり

平の神
風神八景

口
集
傳
卷
六



如
來
傳
卷
六

如來信州よりどりたまひてのち 聖徳太子の御もとへ
待ちねてなげくと告よまな人いづとて急ぎうらん
と靈告ありければ 太子もまて

いそげ人々の御あぬのかよ世に乘られなげつる渡らん
この御うゝと添てあまぬく諸人示したまへりまの
御歌ハ二首も風雅集に載られたり
塩囊鈔と按ずる 聖徳太子御一代は三度まで善光寺に
御書とちてまうりたまふ 如來そのたびは御返詞ありたことと
載らる風雅集の御うゝも塩囊鈔にあらげくとろゝむ作り
いづろゝと誰とてとどきふ作れり

風雅集ハ貞和二年の敕撰

或ときさうろちあひけるいこの如來ハ唐天竺ふもたまひ
あもき靈像よて取りき我 日本よてハ佛法最初の御はとけ
なればかゝるれくと同居もて埴生の小屋よかきたてまつるハ
あまうりや勿躰なゝねがひハ別は清淨なる所と造りて
遷しててまつるやとて一村のひとぐゝは助力を乞ひ漸ふ
小き御堂とたて、三尊佛とまつりてまつり日來れ
願望成就せりとその夜うれゝふ目もあそび明るを
もちて御堂いづり見るふこいふ佛ハおたまひと
驚てこが家よかへりなればもとのごとく西のひざしに

白のうへにたせまゝも善光いゝ御堂を
きこめられでこそ佛の御意をかたむべしとて
ふくび還し奉るかまゝ翌朝も善光が家へ還り
かたむかひかゝのごとくもこそ三度もかたむければひとく
奇異のわらひをたけふけり是もいへり如來れ
御前へ出てまゐりしけるいられくの棲るゑの朝夕の
不浄もありてかたむかひ存するゆる新の御堂をたて
うつし建てまわれは其所にも居たまはゞ一度たてしと
二度たてしとこの荒家にもどりたもういふやうの御意

この經文无量
壽觀經小出

とてまゝもたせまゝもつぎやまけるまゝふその夜もいゝ
ゆめか三尊佛つげて宣はく汝もいゝや經は常來至此
行人之所とり玉の臺れてりかたむかひ念佛のこゑれ
せざるもこそよの棲るものうしたとひ不浄の屋漏なりとも
我名もたけふ人あは聲をたづねて來るべしこれ西の
廂ありて東のむら女は東ありて西のむら女は常か
うろを西方かゝいけよと示したまへり善光とていめ
一村のひとぐゝこれときて涙をながしつゝ信心
とてまゝふける

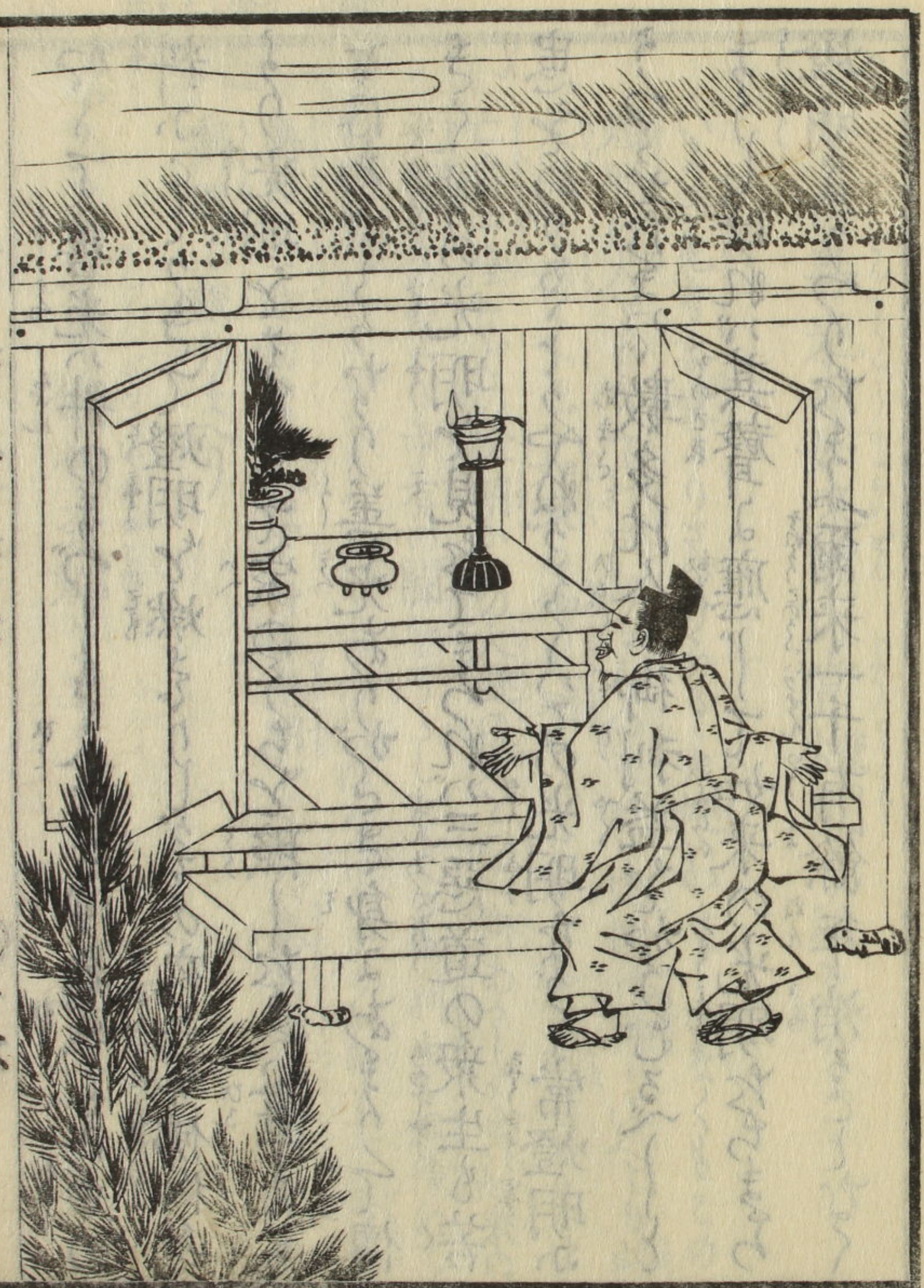
草堂堂章の
堂といふ

如來傳卷六

五

○伊呂波字類抄といふく善光草堂とて、居へ
ちてまろり夙にほとけを見ちてまろれば見ちまろど驚て
宅よりくれば儼然としてもとの庇よりまろと萬人
なまろと流して随喜と靈驗その一なり云云

附ていふ今善光寺の本堂は善光善佐弥生前の木像を正中より
東へくけて安置し本尊の如来と唯西の一間へ置きちてまろ
そのうち善光が家より西のひさし小居ちまろひ故事よりや



口天傳卷六

かくて善光八件のまづき人なるゆゑ或とき油の
 料ふこころきて燈明を燃さざりしぐその夜三尊佛御身
 より光明をともちて家のうちを照しなまへ晝よりも
 なるあきなり善光ありがさ身はあまなりて傳
 きく佛の光明を見たりまれば三惡道の衆生も苦
 患をのぐるゝとやねがとくこの光明なりて常燈明の
 うつせたまふ數多し人々御利益をかうむるべしと
 まりしければ其聲は應じて如来の光明なりまら
 燈明よりつちたまふ爾来一千有餘年消ることなく

今なる善光寺如来前の常燈明これなり

いま善光寺本堂よりさづけらるゝ火燈はかゞゞけなくもこの
 燈明の火ともちて打成なるものなれば遠國他郷といへども此
 火燈を持くらば如来の御光明といへばさくくふ同じりてけ
 亡者中陰の燈明ふこの火燈の火を以て御ありとせば如来の
 光明のあり中有的闇をてしなまへる御利生も想像れて
 これも人もこのひかりを見るものなればのこふあゝも無量
 壽經の三途勤苦の人ほとけの光明とれば忽苦惱のがれて
 解脱と説たまへり

さうる小三尊佛伊奈郡よりまへこと既小四十二年に

の字なり
 三途火途万途
 血途是きかちち
 地獄餓鬼畜生
 なり

かび頃ハ 皇極天皇の即位元年壬寅のとき善光の
告たふやハ水内郡芋井郷よりこれと遷るべし
今より後ハこの地ハ利生の縁ひくべしとありたまふゆゑ
乃その所ハ寺とたて、如来と遷し奉る今の善光寺に
地とれたり伊奈郡の舊宅ハのち小寺とたて、座光
寺と號せり

○其翌年癸卯のとき一子善佐とせる病もたゞりて
俄息たに終りける善光夫婦たゞきのあまう三尊
佛の御前より出てまゐりしけるは、これハ齡已ふ傾きていく

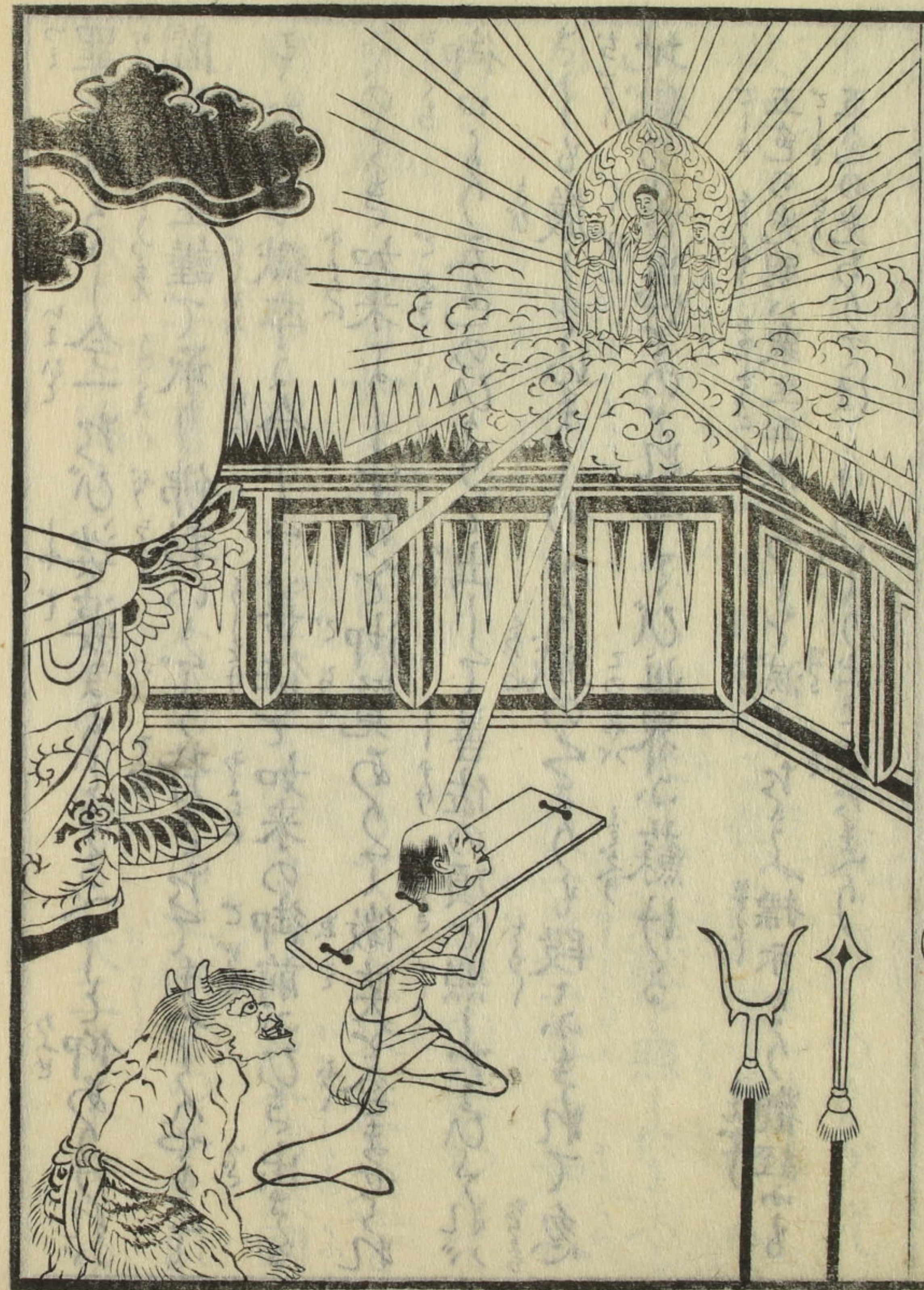
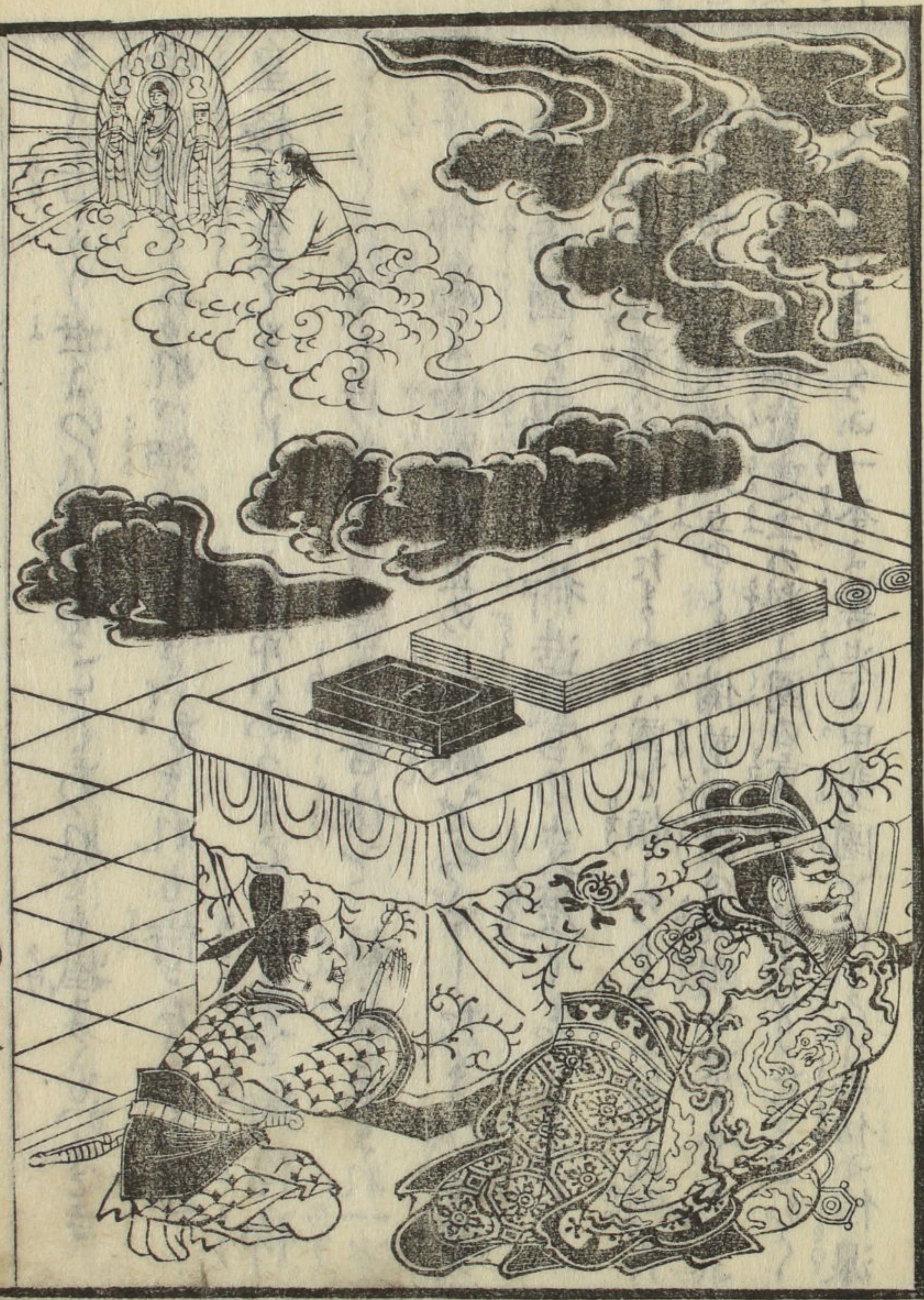
ほどもたゞ身ハ候へ悴善佐とこそ如来の御給仕とも
させ侍らんと思ひつるふいふ老少不定の世にまゐりしやう
など佛の御力にて善佐の命を延しなまじきやと無下に
如来とて奉りければそのとき如来光明を赫奕と
もたふたまひしが忽御姿いまいふやうせたまひけり

靈應記といへく善光後ハ一子と生じ善佐とたゞる年弱冠死
して再び蘇る云云この文は據はまき善佐ハ善光中年とてての
子とて如来信州よりどりたまひて二十年の後ハ生れしものなり
一本はまじき善光上京のとき善佐と伴ふといへるハ無稽の説なり



まろふ善佐いこのとき地獄ありて鐵の鎖をつなぐれ
獄卒の鐵棒追ちてられて既焦熱の苦患を受んと
せふかの如來の光明かき來りて地獄を照したまふと
ひとく日本信濃國まゝ一光三尊の如來
たちまち閻魔の廳の影向まゝ大王高座をかりて
地は跪き今日如來何の因縁よりてこふ來りたまふと
問ひたてもつれければ如來答てのたまはく日本信濃國
本多善光の二子善佐といふもの今この地獄ありこれ
この者を救はんが為こふ來れり願くは大王よりさけの

罪をゆるし今たび娑婆まもどさるべしと仰あけられ
閻魔大王謹で承り佛勅いづる背きたてまつらんやとて
そなたら獄卒に命じて善佐と如來の御前ひき出さる
そのとき如來よりすけと御覽ありて微笑を含ませられ
御口より五色のひかりを出して善佐の頂を照したまひられ
さしも嚴しくいまゆるる鐵のくさりも段ふまれて忽
地獄の苦患とのがれふらび此界ふ蘇ける
五色の光明ハ衆生五根のつとを滅しちまふ標示なり觀經にも
五色の光ありてほとけの口より出と説たまへり



杜氏通典云度支
算計といふ度ハ
計りたる支分
なり年貢雜物と
計り分つ義也
といふ俗語の支
度もこれと同じ

まゝ古より世よりいつてもあることあれども掛まゝかしこ
帝の御ことなれば細なまゝさばいさそれ侍りたりこい
皇極天皇とまゝし、女帝ふくこの如来と御信仰
まゝかゞけなれども善光善佐と禁裡いさそれ一光
三尊の御鳥は伽藍建立の勅願とさゞたまひ甲斐
信濃の兩國を賜りて御造營の支度とさゞまへり
この甲斐信濃の兩國とたまふといふ國を領じたることおあはれ例せば
俊乗坊重源大佛建立のとき備前周防の兩國とたまふとあるふ
同じこれな伽藍建立の料は國の貢物とたまひたりたるをかく
いふとありまゝふ一本は善光は甲斐國とたまひ善佐は信濃

國とたまふと註するは後人の附會なり日本紀推古の御巻ふさしも
威勢つよき蘇我の大臣がさづき葛城の縣を一箇所を望まれしそ
我朝はその例なりとて御ゆるしなりしめて上代は國とたまふ
ことのなきとさゞまへり
ふゝゝゝゝゝのあゝゝゝゝゝゝ我家と出してさゞは
見るうげもなき發装なるふこのたびは伽藍御建立の修理職
となりて數十人の奴僕とめゝつれ錦のそでとつゝぬ
本國信濃は久りけりその後いくばくもなく水内郡
川中島は伽藍御成就まゝく善光の名と寺號ふ
りて善光寺の勅額とたまひけりこれより一光

三尊の利生一天四海ふかやき西蕃異國の人までも善光寺の靈場たることもとあれりあくるふこの寺ふ四の寺號有て東と定額山善光寺西と不捨山浄土寺南と南命山無量壽寺北と北空山雲上寺といへり

じゅうの伽藍六東むきちるゆゑ四門の額もかくのごとくなれども
 大勧進本孝法印再建以後ハ南面となりしゆゑ善光寺の額も今ハ
 南の大門ニ掲ぐる○いま仁王門の中西がハ銅佛座像の地藏尊
 まゝまは是れへの御堂とちり

諸御堂建立よつきてハ種々の不思議ありて諸天善神も夫役にんぎょ

まづりて土石をそとび竹木をひきたまひ或ハ深山幽
谷こくある材木ハ誰だれともふともなく造營の場ハ聚り来る
まづ一人の番匠ばんしやうきたりて御堂をつくり落成の日ハゆきが
ふりどぞなりふける傳つたへり彌勒菩薩の化身なりとぞ

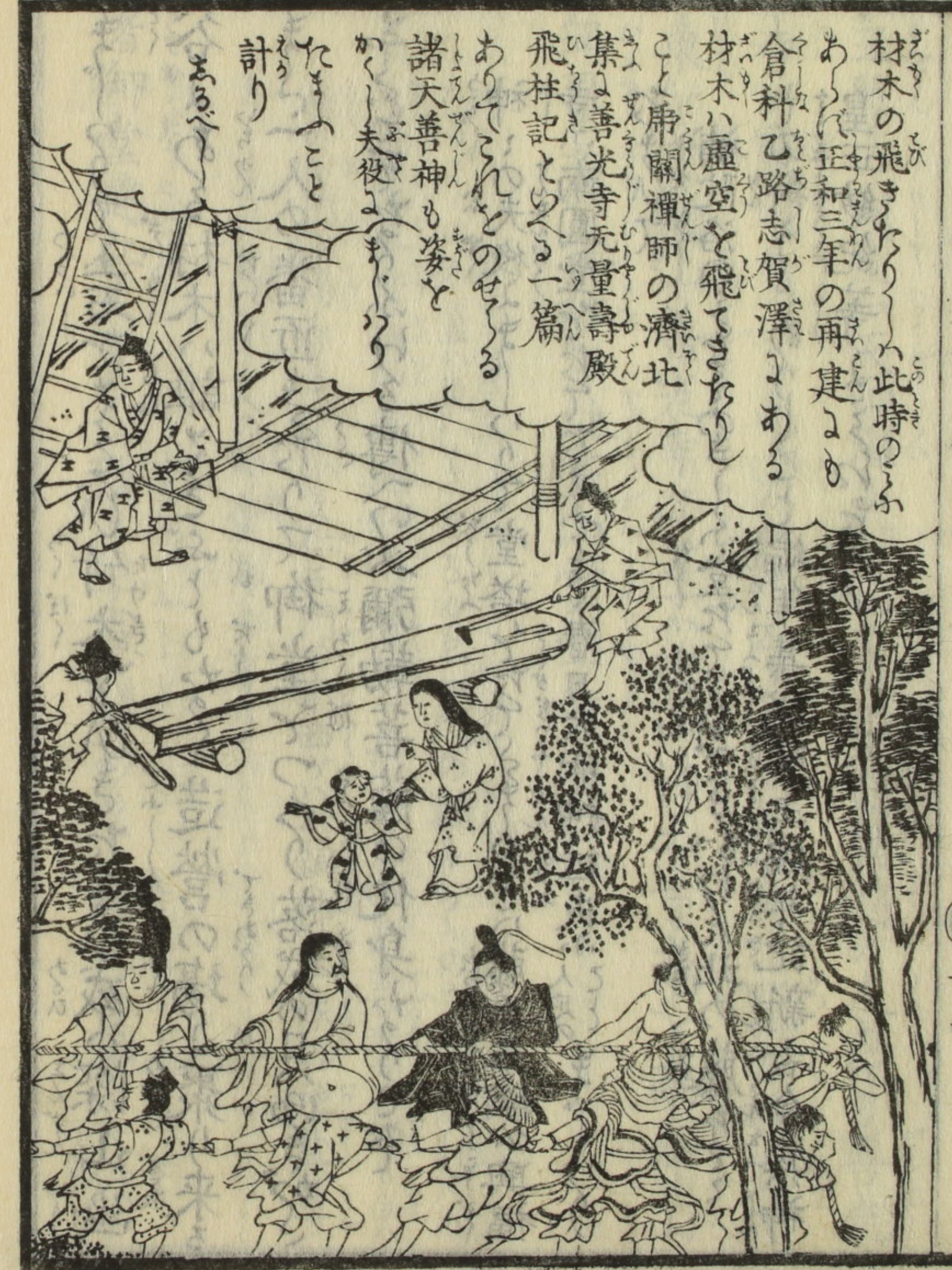
神うしの夫ぶ後ごももりりて堂塔だうたうをなててささううととハ藤原冬嗣公興福寺ふぢらのふゆふそうこうふく小南圓堂せうなんえんどうをなててたまたふふとき春日大明神うしはるだひめいじん匹夫ひつぷふふ人足ひとあしのことももりり

補陀洛のまゝこのきふ堂にて、今ぞさうけん北の藤より
との御うゑありしこと編年集成帝王編年記新古今集神
皇正統紀等よりいなり

屋舎をつくらんと
大工といひ器物と
つくらんと細工といふ
番匠大工の惣名
工匠ハ細工の替名也
字彙ニ工匠器と
つくら所ハかりと
なり
藤原四家のうち
房前の宰相と北
家といふ人さうに
なまハこの御裔
なりゆゑ北の藤
波といふ

乙路今岡地
り森村子属
○志賀沢今
志川といふ

大正二五
乙路今岡地
り森村子属
○志賀沢今
志川といふ



女羽仙卷六

十三



石采傳卷六

十四

情以信州善光寺ハ日本の邊土なりても佛法最初の
本師如來もまはゆゑ世の人佛都と稱してこれなり
參詣の歩もとふこと一千餘年蟬聯とて殆むなき
日なりこれ併なぐ
皇極天皇の 獻願よりわくる
ところなり

私より 皇極天皇ハ 敏達天皇の曾孫より御名と實の皇女と
まゝし奉り三十五代 舒明天皇の御后と立ちまひて 天智天皇
文武天皇と御誕生まゝく 後三十六代の 御位と嗣たまひて
皇極天皇とまゝりてまつる 御即位のよりいふの道ハ
順考て政となりたる元年の夏ひてりせし時 天皇御つら

南淵ハ飛鳥川の
上つて瀧の名所
なり古歌にほし
今伊奈淵といふ

釋書日藏の傳ハ
冥界よりても
帝御ひよりハ
臣下と異なり

南淵の川ハ 御幸まゝりて雨といひたりたるふ忽其あるあり
萬民よりこびて 至徳天皇と稱してまつること日本紀にまゝり
あるか一本ハ 皇極天皇といひ罪ふくまり或日御夢のごとく
冥土よりたりたる獄卒あらきなり 訶責し鐵棒ふるち奉るなり
書たるはまゝなりともなりけりあることなり 抑萬乘の御くゝぬ
るなりたりたる御身なり他界に入たまふとも過去十善れ餘
光ありてつねの人と同じかゝるなり況やこのことハ大悲の方便
より出たる菩薩の所行なり業報實有の凡夫境界と同日
の看と為るべし 華嚴經淨眼ハ 渡位の如來影と響音のごとく
うて以て佛の化儀とたゞこれ業報の攝とる処とあり
ある經文もこの 天皇の御くゝるあり宣哉千有餘年の今の
世まで諸人結縁のありと運び一光三尊の利生天下と耀きたるなり

この中宮御堂
開白道長公の御
女にて上東門
院の御妹なり

其のなほと善光寺御建立の舉より起るるをればこの天皇に
全く菩薩諸天の應化より衆生引入の方便とめざしなまの乎
一本よりこの歌ある古今集に載られし行平卿の須磨のうを
著しされども中古ふもこれに似たることあり新古今集に
後一條院の中宮かられたるひてのち人のゆめふ
古里はゆく人も告やらんまゝぬ山路はひとりまゝふと
告せせたまふことを載られし

當初 推古天皇の十年か如来信濃國よりなまひ
より五十一年の間ハ宮殿は戸帳もなま御姿ありは
拜れたまへりまゝふ 孝徳天皇の白雉五年如来に

御つげありて寶龕をほり錦帳とたれてなまかく秘
佛と為し奉るられ併なま如来深重の大悲方便
あるべしそのゆゑ如何とちま罪業報應教化地獄
経に信相菩薩もろくの衆生のためふ發起となして
た願くハ世尊りつゝまども此界まどまらまゝして
說法まどまくと申たまふも釋尊の御まへに
我も一ひまゝく世ふあまも薄徳の人ハ常住の
かめいとちま翻て信心を起さば譬ハ孩兒れ母
つぬふ子の側はあれはその子難遭の想とまゝまど

も一母は別るゝもきい便ち渴仰戀慕のころをねども
今もまゝく是のごとく我もやく涅槃といふ放逸懈
怠のものも却て信心は本づくべしと示したまへり情
世の人乃ありさまをさるる親存生の時ハ常々粗略に
おもひ親死して後日來の不孝を悔て始て孝順の
ころ小本づく是故は釋迦如來いやく涅槃といひて
濁惡の衆生は信心を發さしめ善光寺如來いながく
祕佛となりてこれらの渴仰を増さしめたまふ
大汎三國より靈地靈場の本尊おほくハ祕佛

うてまゝもこの所由あるべし

一本ハ末世の衆生惡業ふうきゆゑ如來祕佛となりてせたまふを書きたるハ
恐るゝハ佛の御ころは違ふべしこの如來ハ末法萬年のもの人壽
十歳のときまでもこの界はまゝなりたまふとして豫て一尺五寸同尺乃
小身と現したまへるなり故にこの如來の臺座ハ餘の尊像ハ異なりて
葩のまゝなりて蓮房むりのころなる蓮華小立せたまふ
その跌座ハ蓮肉の熟せし形ありこれ所謂葩の己ハ散たるハ
末法萬年のもの世ハ餘の御經ハことごとく滅するの相とあらはし
蓮肉の熟するハ彌陀の名號ハ利益ひくは増くをあらわし
たまひたるハ五濁惡世の人なりともこの如來をたのまばうをさるる
成佛の蓮實をいひ得るべしとの御誓なり唐土雲棲寺の

末法萬年餘經
悉滅彌陀一教
利物遍増の文
西方要訣ハ
これ無量壽經
の取意なり

株宏禪師ハ法滅經本起經華嚴論等を引て經法の滅する
てもハ首楞嚴經もつてハ滅一切の經典悉く
滅つても爾時無量壽經のひつりこの土に留まりてあつる
衆生と濟度するもつり和漢とつて異なるとも末法の
利益を説くもハたこの阿彌陀佛あり天台の十疑論道綽の
安樂集善導の禮讚懷感の羣疑論もこの義を擧げられたり
されハ一光三尊佛の御誓願はうねて無量壽經の流通分あり
たることをあらわすべし

萬法皆空ハ大
般若の所説ハ
三論宗こと此
旨を説く

そも釋尊一代の諸教ハ顯宗密宗大乘小乘權教實教
論家釋家の八つあり或ハ萬法皆空の旨ときあるハ
諸法實相の心とあり或ハ五性各別の義と立あるハ

諸法實相ハ天
台宗華嚴宗
五性各別ハ法
相宗
悉有佛性ハ
密宗なり

悉有佛性の理を説くこれハ如來の金言なり經論の
至要なり孰れあきくづれりふりともいふべし
彼も教此も教た機をそのて之をとき時を鑒て
これを示したるなり孰の法とも説乃ごとく
修行せばなることごとく生死と出べしされども餘
經ハ一機一緣のためして萬機ありとて阿彌陀
佛の御誓ハ萬機と攝て捨ざるゆゑ善光寺如來
ひより法滅の末の世までも此土にまゐりたまふなり

人壽十歳
 經法の滅
 善光寺如来ハ
 汚惡の衆生
 ぞい
 ちまう



如來傳卷六

廿八

曾近古のことゝや善光寺念佛堂の供僧は放逸の
 ことありて當寺の別當職より右の僧を追ふひその
 あと鎌倉の極樂寺より如法の僧をよびよせて居置
 けるが或夜別當職の夢にいと氣だき御僧の墨染の
 衣めしたるがあらわれちまひて

伊勢の海にまぎれにあらわれ我は濁れる水やぞん
 とろろへく詠吟なすゆゑ別當職より驚て然らば
 もとの僧をよびもどり侍らんやとたづね奉るふかの御僧ハ
 さもうれげは低頭なまひが忽御姿ハいざりける

口長傳卷六

廿九

玉葉集八正和二年
大納言為兼
御教をうけて
撰る處

於是こゝいそぎももの僧そうを召ようへふび如來にがの御給仕おきをせけるとらんこの御おんうゝ玉葉集ぎやくも善光寺阿彌陀如來ぜんくわうじあみだの御歌おんうたとて載のせられたり

戒經かいきやうは菩薩惡人ぼさつあくじんと見て起おこてそころの慈悲じひハ善人ぜんじんより深ふかく説とたまへり凡夫ぼんぷのころハ同體どうたいの理りとちもいづるゆゑ罪人ざいじんの劇苦くつこをうくるとてても當然たうぜんの報ほうなりといひて更さらふあられむころなく却かへて快くわいとて佛ほとけハさういふ一念いっねんの迷倒まいたうより愆とがを招出ひきだしたることをふくあられたまふなり古歌こたハ慈悲じひの目めにくしとちり人ひとぞなき過とがある身みこそなる哀あはれあれ今善光寺如來平等大悲いまぜんくわうじにがらうびだいの御心おんこころよもさうき放逸はういつ無慙むぜんのひととあられたまふことあるべし

爰こゝよまゝ心曆年中しんりやくねんぢうハ大和國三輪やまとのくにさんりんのさとし時九とききうといふ者ものありさせる病やまひもたゞちて頓死とんしさける獄卒ごくそつ其魂そのたまはをひきめて閻魔えんまの廳みんどういゝるそのもも大王聲おほきやうこゑとあゝげて汝佛法なんぢぶつぽう流布りうふのせゝ生れさゞる遂ついハ一句いっくのこのりとも聴聞ちやうもんせしと日夜にちやつぬハ惡業あくごふをはらひてこの處ところふきたりしこと皆己みなおのが身みの不覺ふかくなりと呵まのちたまふその御心おんこころハ百千ひやくせんの雷らいの同時どうじハちちかゝるうごとも響ひびけれハ時九とききうかきさういもんうさふたゞ後悔こうかいの涙なみだふぞふとさづける其時獄卒そのときごくそつあぢさなく時九とききうを擲なめて沸湯ふいとうたる鑊くわくの中なかつハ擲入なげいれんとさるハ不思議ふしぎ

なるるな虚空より光明赫奕と耀き来り其光明の中
自然の聲ありてこの人善光寺小歩とていひ光尊
佛と結縁せしものなりと告げしひける閻魔大王是と
きいていと不審と思しめ冥官の命ありて時九が一生と
檢考たすふ遂に一度も善光寺を参りたることなり
こいふぞやとて御思案の躰なるゆゑ時九畏れ
我大和國よりもれて鄰國よりゆきたる事なし然れども
母の母もと越後の産みて幼少の時より大和國にいとなり
侍りし或とも越後の故郷に行し道の次で善光寺の

参詣せしものなりし其時私に母の胎内にありしなり
母の物語もきいて侍る若や善光寺如来の大慈大悲なる
纔の結縁とも捨てしめぬやと申ければ閻魔大王座を立て
時九と禮しそのまゝ娑婆よりもどたまへり時九甦てのち
信州からり善光寺のひがりの岡に庵とてむすびあけられ
如来の御堂よりで御給仕とてはあ竟めだき往生と
とけふりの今ふそのまゝと三輪村といひ庵乃あとは
三輪山時九寺と號し中古觀音の尊像と安置せし
より世の人よりとなく觀音寺と呼せり

淨信じやうしんいふまじたる
まんぐりなり
無記心むぎしんいふまじ
まのこころなり

按おしずるふ南本なんほんの涅槃經ねはんぎやう第九菩薩品ぼさつひんは誦法じゆふほふの人かたなりき夢ゆめとて
菩薩ぼさつ提心てしんとわくも此これいれ菩薩ぼさつなりと説とくたまへり以上取意しよぎこの經文ぎやうもんのころに
佛菩薩ぶつぼさつ大悲代苦だいぐの御ごころ切せつなるゆゑ衆生しゆじやうといふの因縁いんげんあれば
それより種あひの方便ふはんとめりて遂ついに菩薩ぼさつ提心てしんと發はつさるる
たまたなり今時いまとき九くがごときも宿世しゆくせの善因ぜんいんが今生こんじやう僅さうの結縁けつげんに
乗まゐじてひくけしものなり凡おほ佛法ぶつぽふ値遇ぢぐの利益りやく不可思議ふかぎりて戯たむれ
礫れきとあつめ塔たふとつむも遂ついに菩薩ぼさつ提心てしんの因縁いんげんとたる況いはや三國さんこく無雙むさうの靈れい
佛ぶつ佛法ぶつぽふ最初しよしうの本師ほんし如来にがひより一ひとびも結縁けつげんせばその利益りやく豈いかでむなし
かんや淨心じやうしん無記心むぎしんなり爾しかあり況いはや淨信じやうしん參詣さんぎの人ひとよりいふとや
○いま善光寺ぜんかうじの本堂ほんだうにて參詣さんぎの人ひとか如来にがひの御印文ごいんもんといふとせ
まゝ萬善堂まんぜんだうにて血脉けつみやくとまづけけりて即すなはち如来にがひ結縁けつげんの印信いんしんと
あてりてなり蓋時がいとき九くが故事こしの職しやくより由よしるといふ

○ひくけい諸國しよこくより亡者まうしやの骨こつと善光寺ぜんかうじかゝるめたるが信玄しんげん謙信けんしんの
兩將川中嶋りやうしやうなかつしまにて數年すねん合戰ごうせんありしとき敵てきも味方みかたも軍令ぐんれいとなて善
光寺せんかうじ領りやうへ狼藉ろうしやく亂入らんにふせりとも路次ろじの穩うなりされば諸國しよこくの納骨なうこつも
このときより中絶ちゆうせつせりされどもいまもなる遠近とんじんより骨こつと善光寺ぜんかうじ
かゝるむる人ひとありこれいふ人ひと餘風よふうなり彼時かのとき九くの母ははの胎内たいないに
ありて善光寺ぜんかうじの御庭ごていとありてふありぬどもその利益りやくなり
斯かくのとき況いはや亡者まうしやの齒骨しこつとなづく善光寺ぜんかうじかゝるめ置おけ
生なまく世よ々々如来にがひ値遇ぢぐの結縁けつげんなふとて是これふとらんや

卷之八



女
子
作
禮
云

人の二搦手、曲尺の八寸なり
半ハ四寸合
一七二尺三寸とそ

○搦ハ手ヲ開キ中指ノ末ト大指ノ末ニテ寸法ヲトルコトニテ事相者ハツ子ニイフ詞ナリ
搦ノ音ニヨトキハ掲ト同義ニテカゲアゲルコトニナル寸法ヲトルコトニアラス

女 孝 行 卷 六

因より扶桑略記の善光寺如来の御身量と一搦手半といへり一搦手半ハ今の曲尺一尺二寸とあつても一搦手半とて計らば一尺五寸とあつても御身量とつくる人その辨なくして周尺と曲尺とあつるときハ御身量三寸なり延させたまふべし○六物圖ハ佛の一搦手半ハ周尺の三尺なりといへるハ釋迦如来の御身のたけハ八倍とるゆゑなり故に人の一搦手半ハその半をとりて周尺の一尺五寸とせられもまた人と佛のさうちもなかつた一搦手半ハ周尺の三尺との心得たれば通途一倍あつて御像となるべし其うへ周尺と曲尺と一尺五寸とあつても三尺の御身量ともなりぬべし○諸國諸所よりまとも善光寺御うつりの像を拜する小御身のたけハ大小ありて一般なうと中ハ三尺有餘の大像

に造れるもありこれより一搦手半を誤れるなりされども扶桑畧記にいくところも大汎なるべし原より生身の靈佛なれば感見の不同もあるべきゆゑ一槩ハ是非なきべし

爰に楊枝淨水法の本尊として請觀音經を典據として古徳の圖出たまへる三尊佛あり此ハ善光寺如来天竺出現のまじめ惡鬼疫神を攘ひ難治の重病をよこしせたまふ御働を筆にあらはる者なり故に阿彌陀如来の容儀ハ病人を愛護たふ相狀あること藕絲織成大和國來慰の彌

如來傳卷六

三二四

陀如來よく似たまへるにて計るべし觀世音菩薩の
 柳と水ハ御經ニ説たまふごとし大勢至菩薩の經
 函ハまじく梵篋の印ニ同じて惡魔降伏の標示なる
 べし
 今ノ勢至菩薩の諸印契ハ梵篋の印ハいふに似たり
 善光寺如來の挾侍ハ梵篋なること諸師にて爾り凡この
 御影ハ甚深の義ありとくや此空師友ハ之をいふ
 管見推量の愚意とのぶる耳

私ハいふこの觀世音頂上より白き綯とありひたまへるハ白繒
 といふものなり世ハ白衣觀音といへハ蓋此やうんま楊柳
 觀音と号て今ハ墨画草画なりとふりて世の人の翫とするも
 其源ハ楊枝淨水の御とぐりと風流ニ書崩したるなり

○抑この楊枝淨水ハ隋朝ハ天台大師これを修したまひ
 唐代ハ玄暉師法苑珠林ハ其の作法を出して佛を
 南向ニ安奉り觀世音を別ニ東向ニ置き日別ニ楊枝淨
 水燒香散華せよといへり
 以下ノ文この文ハ佛といへハ彌陀觀
 音勢至の三尊佛なること十一面觀自在菩薩心密言念誦儀
 軌經ニ云々たりされどもこの法觀音一尊にて修するゆゑ觀音
 懺法といハ阿婆嚩抄ニ請觀音懺法事音曲在之大旨法華懺
 法ニ同じといへりいふにその法も傳へざるや近年ある僧都ハ
 百録止觀弘訣彌陀悔過等の諸抄よりて楊枝淨水の次第を
 撰びもつと自行ニ修せらるるといへども名を衒んことを恐れ
 世小弘くせざとくや

結贈音聲之他信

請觀音經之所說



楊枝淨水之本尊

○攝津國天王寺ハ佛法最初の大伽藍にて聖
 徳太子生々世々の御念持佛閣浮檀金の彌陀
 尊もこの寺に貽置たまふこの御像ハもと唐土乃
 般若寺よりつゞりつゞりと小野臣と御使として
 皇朝にむろへりたまひ鳥佛師に仰ありて觀音
 勢至と木像より造られたまふなりまゝ聖靈院
 世々太子堂といふ十六の堂前は寶殿と號する一字ありて
 歳の御像と安置せり
 聖徳太子四十九歳の御像と安置せしるこの一院ハ
 都率の内院と表して深祕の所以ある處なりこの

堂内の外陣東のかゝる善光寺如来影向の間と
 くるありて三尊佛と安置せらるる○縁起といふ
 この道場は来りても一香一華と敬も一塵
 一塊を抛入するふ寺の名とき、遠く見て拜恭もの
 一浄土は縁を結んと、聖徳太子誓たまへること
 法事記といふ古書にみえたり
 ○大和國法隆寺の聖徳太子の御本願に鳥佛
 師のほりたる一光三尊佛黄金佛もきまされハ
 推古天皇の十年壬戌のこゝ本多善光の来るを

木を組あせて
 立てしむる
 ゆゑ又藏といふ
 俗にわづらふ
 り東西四間南北
 十二間と棟とを

まゐりて今の善光寺如来難波の淵より騰せたまひ
 ほどなく信濃國に遷たまふべきゆゑ、聖徳太子
 ふりく御餘波波をませたまひ金銅をもちて
 尊容をうつし置のち法隆寺御建立乃とも
 又藏の床とれり立てこの如来と納たまひ衆詣の
 諸人その床下とてゆりたるは自ら頭面接足乃
 利益を得べしとの聖慮してこの御縁起にも
 一香一華をさげ一塵一塊を抛いるの御誓願
 あること天王寺のごとく凡太子の御建立ある

一香一花一願なり
一塵一塊一逆なり

天子法隆寺の
勅印 光仁帝

○細所ハ山と支
配ハ
勅印 光仁帝

負内四十六ヶ寺
負外十ヶ寺
あるうち天王寺法隆寺ハよりこき深重乃
御誓ましませども順逆もらぬ御約束ハ
善光寺如来御安置の所ありこれ偏ハ本師如
来の御誓願とあらハ
たまふもの乎

今ハこの三尊佛ハ聖徳太子面たり善光寺如来と瞻て
摹あめたより靈像なれば我朝一財分身の權興なり
因てその御影とこハ圖出して諸人結縁せしめん事を
かひいさぐ法隆寺ハ懇求といふともこの如来の在を
わくらハ上古ハ勅封して
天子この寺ハ行幸とこより外ハ扉をひらきざりしハ

中古よりハ當寺細所の勅印もちて封じざるゆゑハ秘
佛といふハあつたにも一山の掟旨嚴重なるゆゑ容易ハ開封
あつたといふ御倉を開たりともこの如来ハ高閣にまゐり
金銅の天蓋瓔珞とわひ垂て往古より跏趺をうごかし奉らぬ
故實なれば寫しとるべき便なりといふ○因より予先年法隆
寺小きうで此御くを拜する小衆詣の諸人此處小来て石尾の
類を床下の桁梁に抛あげて敬禮するところ予其頃此所以
とをきくゆゑいと不審せしか其後古書の中往々此の御縁起
を拜見して太子の御誓唐くとも感づけてまつりぬ
まゝ碣石の善光寺如来も法隆寺ハ寶傳らる此ハ
聖徳太子薨御たまひてのち山背大兄王とまゐりしハ

御子殊おんこことと云ふ御父おんちちと慕もたまひ夢ゆめなりとも御姿おんすがたを見奉たもらむやとつねに御祈おんいのりまじりしが一夕善光寺如来ぜんくわうじにがう御枕おんまくらの頭あたまに現あらなまひて告つげたまはく汝きみが父ちち聖徳太子せいとくだいは我が分身ぶんしんなり我われむかし斯國このくにの衆生しゆじやうとありれど遠く天竺てんぢくより爰こゝに來るといへども法はふおのづから弘ひろまじりけるゆゑ假かりふ聖徳太子せいとくだいとありて無佛むぶつの世よに佛法ぶつぽふを弘ひろめ濁惡ぢやくあくのものを善道ぜんだうとみちびき二世安樂にせあんらくの利益りやく成就じゆじゆしていまハ淨土じやうどにありといへば懇かんに御物語おんものがたりまじりけり大兄王おほのむすめ御夢おんゆめとめて後鳥佛師のちとりがうに仰あやせありて

法隆寺はうりやうじの大事だいじといふ口決くけつありてこの石佛いしほとけもその一ひとなり

夢中ゆめちゆう感見かんけん善光寺如来ぜんくわうじにがうを摹うつさうめたまひ當初そのうち聖徳太子せいとくだい子のまじりし御殿ごてんに置おきて正真しやうぜんの父王ちちのきみと奉事ほうじたまへる御心おんこころにてあつく御供養ごくやうまじりけるまじりけるふこの如来にがうは立像りやうざうにあつて座像ざざうにあつて何なんの物ものありて腰こしを掛かけぬたまふやうに見ゆるなり脇立わきだちも二菩薩にぼさつ二僧にそうまじりていまの世よにまじりて善光寺如来ぜんくわうじにがうの御影おんえいといふ大おほいに異ことなまじり大兄王おほのむすめの口授相傳くぐせうしやうでん今いまなる法隆寺はうりやうじに師資相承しそしやうじやうせしむるいへども甚祕じんひの事ことなれば彼寺かのてらにも普通ふつうにまじりけるなり因よつて昔むかしより善光寺如来ぜんくわうじにがうと稱なづくるのを口實くぐじつとい

山背大兄王御感見



碼碯石善光寺如來

○下野國高田專修寺の本尊ハ嘉祿元年親鸞
 聖人淨土真宗の祖山創立のとき一人乃化僧
 きたりて告たまはく汝が願もて小満足と速小
 善光寺小きたれ吾身をこけて與ふべしとの
 靈夢をかうむり乃信州より果して一躰
 分身の尊像と感得たまふ因て此寺ハもとて
 善光寺と摸一金堂と東向なれて西の寺號と
 題し三層の大塔ハ釋尊と安置し重閣の
 三門ハ四天王と鎮座と

以上下野縁起面授第
 子順信嘉祿二年撰
 故又分身の

空相無願の
 三と標して三
 門と云ふこと釋
 氏要覽より

神皇正統紀云
天子の院号ハ六十
三代 冷泉院
也。中古先
賢の義ヲ承レども
心をねことふ
ことあり

兩の肩を通て
うめを通肩の
二つをうへて
うけと反披と

天子

如来もまた祕佛としてかく寶命龍を鎖され
五百二十年のち櫻町院にかどの獻慮ふ
よりて延享二年五月十七日この如来をどめて
御参内ありより以降三十三年至るハ
天子御拜禮まゝと事といなりぬ

天保十三年寅のころ
仁孝天皇御拜まゝしき因に京河原町高田にて啓龍あり予
日と参詣して近く拜する中尊の如来ハ御袈裟を通肩めりて
刀劔施无畏の御印相常のごとく挾侍の二菩薩ハ御袈裟を反披
して天帶も掛ぬたゞも御臂より下るその下垂るに寶冠

の纓も勢至菩薩の左の方一もぢりゆれども觀世音菩薩ハ
左右ともふな一跣座も半よりうへ蓮房をかりて半より下ハ
葩逆なれたる花形もの違ひて勢至の座ハ未敷蓮の趣
ありて觀音の座ハ開敷の勢あり後光ハ別のものなるや金色も
あはれ異れり化佛も舊ハ七軀ありやふもれども今ハ三軀
なりていままに供僧の物語ときく梵筐の御印も勢至ハ常の
ごとく右をうへ伏たゞも觀音ハ左をうへ覆ひたまふといへり
凡御相好の圓滿なることハ筆硯のかぶとるゝあはれ況須弥壇上
小在とてとるる小瞻仰しのごとて而も画工の手よりつゝ出をこと
なれバ萬分の一もいへり御摹像とほくらんとする人ハ等身の
御影とつけると以て御身量とあるべし

親鸞聖人感得



善光寺一體分身

著聞集ハ
橘成季撰

斯のごとく感見感得の靈像さへもその御姿同くも
 況諸國諸所は一躰分身と稱する如来かの此づの
 異ありて中ハ彌陀の定印にてまゝもあり予
 主来このことを不審せしふさう頃古今著聞集
 と見て氷釋せり○鎌倉の右大將もよく善光
 寺小まうで生涯ニ二度如来を拜たまふといふの
 とまゝ定印をむむびぬたまひ後のともハ来迎の
 印にてまゝせり昔よりこの如来の御印相定り
 たまひぬき聞はるけるふ今正しくその證を

見たりしと賴朝卿の物語とたまひしこと入なり
以上實心神變不思議の靈佛なれば御もこの一様
取意なりぬハ衆生の機に應じて感見の不同も有べきなり
或人ハ末代の今よりてハ衆生の信カるべく如法修行の人亦
稀なるゆゑ佛法も稍衰にすべくとも今も昔もかゝる不思
議なるものハ佛舍利なりその堅く金剛のごとく火も燒く水
も銷く鐵の槌でも打ても摧くことあるはど若く信
ぜるときハ新にも出現し或ハ二粒三粒乃至百千粒とも増え
諸人のある處なりいま昔て金佛の分身とてまゝとてさうぞ
然る今諸所ハ善光寺一躰分身の如來あるはいなる所以なりや
○答ハ佛像の分身ハ善光寺如來にかけつゝてさうぞて嵯峨の

釋尊も不思議の靈像にて御眸まで御指端まで入りし
御舍利を現しなすとも御身と二躰とてからたまふことはいま
聞くとあるハ善光寺如來にたまふ一躰分身の利益ありこれ
更ハ佛像の勝劣はあつても彼も是も三國無雙の靈佛なれば
その出現のともめ善光寺如來ハ釋迦彌陀二尊の光明より現れ
出たり御佛なれば佛躰とてつち佛舍利なりされどこそ
當初守屋が鞍轡にかけ鍛火は焚きて一時も融けたまふと
鐵盤は極くくんとあれども碎くことあるは後十八年淵底か
沈め奉るといふとも相好圓滿の御肌ハ色だともかゝるごと
光明もまじく耀たまふてこの如來の御身はまた釋
迦彌陀二尊の御舍利なることとあるへし然則ハ一躰分身
の感應あるも當然の理なりとぞや

○或人あるひとも問と善光寺如來ハ祕佛ひづにてまゝとゆゑ尊容そんようは
をぐまぬども斯かくたび御身みみと分わちたまふ時ときハもくや御本佛ごほんぶつハ
ありやなやや○答こたへふ喻たとへ澄江じやうかうニ三艘さんさうの船ふねありて中なかつの船ふねハ中流なかつニ
止とどり左右さうりやうの船ふねハ西さいニ東とうへるゆへくふちのいづ一月輪いつげうりんの船ふねハ隨行ずいぎやう
をみ見るまるれども中流なかつの船ふねハ月つきハもとのごとくふして些さも動うごくこと今
この如來にがはらの一躰いつたい今身いまみもまるも亦復またまたかくのごとくいたとい幾度
御身みみとこけたまふとも善光寺ぜんかうじの御本佛ごほんぶつハ儼然げんぜんとして本もとの如く
ままままままとことたいづ一月輪いつげうりんの數十艘しうじふさうの船ふねハはれゆくとも以て
知しべい加旃かせん日に諸國しよこくの衆しゆ雲うんのごとくあ集あきたり本堂ほんだうにて
如來にがはらの御影みえいと受うくるものその數かずいく千萬人せんまんにんといふこととままも
これ皆みな如來にがはら直ちやくに御身みみとこけてああへたまへるなり因よて古ふるより
一光三尊いつくわうさんそんの御影みえいを護持ごぢしてまろくの厄難やくなんとのれままハ

惡鬼疫神あくまやみじんとまゝいい例たとへもあるハ一紙一印いつしいつしんの御影みえいまでも一躰いつたい
分身ぶんしんの利益りやくとなつたまふゆゑななままとまや

ああゆゆそ本佛ほんぶつ化佛けふつも一躰いつたいにてその利益りやく更さらにかかり
たまふとといへども於中なかつ信州しんしゆ善光寺ぜんかうじハむろむろとま御
本佛ほんぶつの御座所ござしよにて世人よのひと舉あげて佛都ぶつとと稱なづけられもくと
衆しゆ諸しよの歩ふとまふ靈地れいちなればちのづづ諸人しよじんの信心しんしんも
つつよく利生靈驗りしやうれいげんもままああたたなるや盲めくらの眼めを
ああもも塞さいの立たたたることななどもまりりありて大略本堂おほいねほんだうの
額面がくめん見みゆるり
近年大門町の書肆その額をうつ
梓こしと鬻

爰はまゝの予がまのあり見聞せしことありこれハ善光寺の
本堂へ額もかけざれば信州ハ却てあつてゐるなり吾本州
伊勢松坂より十五六町あり異なり大津村といふ處乃
枝郷ハ杉といへる村の百姓傳吉十の三作間縁ハ大工を職とする
ものあり男子二人ありて兄の善五郎申の六歳弟の百助亥の三歳
ふりとも年ごろ疳の病にて中も弟の百助ハ目ととも
患ひて種くは心をくせども曾てその功なり折しも天
保十二年丑の七月大津村より善光寺へ参る者四人あり
傳吉ハ預てよりその荷持ハ雇われなり一が七月さへ入
り百助の眼病いふおもひ十四五日頃よりハ兩眼とも失明
なり是ハおいて傳吉おもへらくもや百助の目ハ醫藥のかゝふ
處ハあらずと幸小近より人の僕として善光寺へまゐること

なれば何とぞこの結縁をもつて子供らの病を救はせたまへ取
りて百助ハ生つゝぬ盲人となりたればかゝる貧乏中ハ不自由の
身にてあゝんはいく不便なり責てハ一眼をたゞけさせたまへ
と遙々善光寺如来ふ立願してひびき念佛をうして
ありけるが程なく旅立の頃なれば妻たるものをとゞめ近所隣
の人とまでわかる大病人とておきて百里の遠方より人とい
心ゆくことなりと一同とてむれども傳吉ハくねておもひ立ちぬる
心願もあれは遂々七月廿二日同行四人の供して出立けるその道
とどろも餘念なく南无善光寺如来をよけたまへ救たまへと
念佛三昧めて歩とてむれども廿四日の夜ハ中山道大井の驛に
泊けるが翌廿五日の黎明傳吉の夢ハわれ我家にありて
百助を膝のうへにのせて菓子とあそびける小百助それと手ハ

とりて喰けるゆゑ百助はいつ目とあきたるやと不思議ふ
ありふとき左もたとき御僧きたりて百助の頂と可愛く
摩たふとあひらて夢さめり傳吉よりあへど同行の
人よまゝしけるは只今まゝの夢とてハ悴百助の養生叶
はざ今曉ハ死したるこゝにて善光寺如来も可愛く不便
おぼしめしハ彼が壽命ハあはれこの御力も及ぶことの御
まゝせまゝんと聲をあげて泣けるゆゑ伴の人にも氣のこ
がりやうくふ力をほけて申けるはもやその御つげのやうを
してハ今さう國もとへ立戻りても何の甲斐なきことなれば此うハ
百助の菩提を弔ふより外あるべしと皆一同はそめけれ
傳吉もやうくはその心よもつぎそれよりたゞ百助のばい
のこころを念佛まゝ善光寺も一日逗留して二夜

愚按 善光寺の
菓子ハ善光寺の
供物の僧も必しも
使の僧も必しも
化人ハあはれ行脚
の修行者ハ必しも
託して何心なく
あはれめまふ
かん

ても御堂もこもてかへりの道も相かゝるど七日の
らひいて竟は八月十二日我家もどりまづ兄弟の子供らと
みるおちりたるはひて兩眼ともふつづれたる百助ハ一眼と
たより兄の善五郎もこゝ久しく煩わする疳のやまひ平
愈えて兄弟ふりて快く遊戯れたるゆゑ傳吉肝つづ
むかり貴くおちりハ如何なることぞと委細とてお妻なる
ものまゝしけるハそなたの旅立せられ一日より五日目當
廿五日のひるの七ごろつひは見馴ぬ御僧が菓子と二持来て
子供らふとせよとて席のうへに置たまひと百助はく
走よりてその菓子を手にとりて喰けるゆゑハ百助はいつ
目とあきたるやと驚きおちりうち小件の御僧ハ歸らせ
たまひが夫よりふりてともめきくと肥立て今ハかく

まで平愈せりと物語ける傳吉れときてさてもく
有るべきこともあるものなり我も道中ふありて廿五日の
朝ふくの夢をみしが時刻こそ違はれ日も月も同じ
たて見し夢もまた割符をあいせし如くなるは是なん
善光寺如来病氣全快の妙薬とあてめたるまふらん
我等いかくありしと御利生とわむりたれば生涯この御
恩はこととるまじく悴らばまじく幼稚ことなれば成人の後か
たふとき訣ありとも得たるまじく責ていつくまでも忘れぬ
やうふ恐おほきことをぞうも如来様の御名と子供らの名
つけおろし自うかひひ出べき便ともなりやんとて善光寺の
寺號をこけて頭字とせしふ兄はもとより善五郎と呼たれば
弟の百助むろりと改て光助とぞ名のせけるこれ今茲安政

四年より十七八年まへの事なれば大抵このあつたハ聞はる
人もあつたやれども今こゝか寫し出せば大庄屋石井満之助
佛乘心あるゆゑ大津村の庄屋森田藤八郎なるもの取あへどこの
次第を書きりて進ける石井氏直は予がもと贈こそとあたり
今や繪詞傳の末段より如来の靈驗をあぐる條下なれば再び
薩中へ搜し得てこゝに附記をといふ

嗚呼いま時ハ末法といふる衆生濁惡にして淨信の人
稀なりといふども善光寺少て八日の曉天にづくありとも
なぐ參詣の諸人雲のごとく集て念佛のこゑ満堂の
響き者年も童齒も感涙袖とるるゆゑをこれひとくに

攝取不捨の大悲護念その人を利益とすまふ祥徴なら
どや欽あめんこれ吾日本に閻浮海中の別洲よりて
天竺と距こと幾萬里とあると聞くといへども忝くも
神の御國として伊弉諾伊弉冉尊より
百王の今よりあるまで一種の神孫
帝位を紹たしむ列朝の

天子

佛法は御歸依すまふとゆゑ支那天竺の靈佛も多く
この邦に來たまへりきくまふとて天竺の佛の出たまひ
國なれども像法のもゑより諸天の擁護やうく衰へ

御俗弊のうらふ
もや親王宣下
めると入道親王
といひ御剃髮の
のち宣下を
法親王といふ

天子

靈就鳥山のたふともも帝狼のともかとなり祇園精
舎の靈場ハ礎をかりぞ残ける然るふ吾邦は
皇子皇孫の親王も如來の法燈を挑げしむひ年の
とりの御修法ハ紫宸殿より金胎兩部の大法と
行しめ御國忌のとりくく清涼殿にて懺法講と
せさせたまふ中にも御結願の日ハ
天子御ふらう花莖をとりて御行道なせたまひ萬
乗の御足をとこびて佛をめぐり十善の御手と
舒て花をちりし御供養まふまふことわづらひ

王法もつともたふとく佛法も不可思議なるも
雲井の御法やればまうともなうく恐るる

○私より法華懺法ハ最たる御法にて弘仁三年傳教大師
とめて法華三昧をび四季の懺法を修したまひ元慶三年
慈覺大師安樂行品を誦すると定式とて今今懺法これなり
○さてこの御法事法華懺法にて御中日ハ阿彌陀經と修せらる
圓光大師の消息は法華經の中ハ定りて阿彌陀經と副供養
せらる、勅修とあるも此事なるべし元亨釋書慈覺大師傳小仁壽元
年五臺山念佛三昧の法と諸徒よりづけて常行三昧と修せらる
いへるも例時の彌陀經引聲の念佛なり例時の彌陀經ハ引
聲の略なり古事談といへる書ハ慈覺大師唐土の五臺山にて

龍と龍とよむ
和名抄龍乃
和名古あり枕
の神紙源氏等
の諸抄つれ
竹の籠と龍と
訓せり

生身の文殊菩薩ハ値てまうハ功德池の波の音にてなける
曲調なりとして引聲の阿彌陀經と引聲の念佛と授りたまふと
いり帝王編年紀も引聲の念佛ハ極樂の法音なりと云く
○因ハ花筥ハ花と盛る器なり散華のとこ用也今ハ多分
銅鍮をもちて造り真紅等の組緒と垂るされども古ハ竹乃
花筥を用ひたるや圓光大師の勅修傳ハ花籠とも書り今も
天子の御花筥ハ竹にて造り所ハ金ものあり組緒も紫淺黄
などの御紐なるも承るいづれもその濫觴ハ諸經に
いへる衣祴ハ花と盛る器なりとのこまり元空按さる小當初如
來の御在世ハ別其器のありたるハいあふと前ハ垂たる袈裟の

一角小花と盛ゆる衣襪の名をふ始るといふ例せば四分律の
五十三は前小垂たる袈裟の角と漉水囊は用ることあり衣襪は
花を盛るも準へたるべし經律衣といふは多く袈裟の事なり
必しも俗中の衣服の襪と混じるべしとぞ

凡禁裏年中の御佛事今時板行の書ふといふ
仁王會。御齋會。維摩會。最勝會。文殊會。無遮會。
萬燈會。萬花會。齋會。吉祥悔過。藥師悔過。佛名
灌佛。安居。灌頂。于蘭盆布薩。修法燃燈。春秋御
燈等類聚國史百七十七八の兩卷に載られ弘徽

帥の字とま
ざる故實
公事根源
二二

佛誕生のま諸
經よりいふに
四月八日の灌佛ハ
灌洗佛經一卷
素聖賢譯
灌佛經一卷
西晉法炬譯
大旨この二經は
據ると

殿の御八講仁壽殿の觀音供治部省の大元帥法季の御
讀經などハ公事根源よりいふに中々四月八日乃
誕生會ハつねふりたる御莊嚴ありて雲圖抄ハ
圖面とも出されたり

○公事根源よりいふに四月八日の灌佛ハハの如座と
撤してその跡ハ山形をたて佛の坐れしをけしを
造りいふと漸とわたりしもの作れあり

私よりこれハ釋迦如來の生れしとき難陀跋難陀の龍王清淨の
水とありて御産湯と為りてまうりしこと因果經よりいふに

糸にて龍をかくしその形をうつしあたまをかん

ふのかゝるれをたて、鉢五つふぶ色の水を入らる

公事根源集釋は都梁香をもて青色の水と一鬱金香をもつて

赤色の水と一丘隆香をもつて白色の水と一附子香をもつて黄色

の水と一安息香をもつて黒色の水とこの五色の水をほけい

灑ぎたまふるなり

佛の便佛前の記法をうつして鉢の水と一ふ汲あ

つて先内侍御灌佛を公卿はあはれとてさきとて

て膝のひききとてとりあはれとて佛をあはれとて

て後ほとけをれと

愚按はる小藤行とハ膝にてかじりしるなりこれハ
天子御聴聞ましまと御前なるゆゑこの式あるなり○ひさごと
より水を汲とあるハ瓢を辟て杓もちひらる、故

佛の導師布施たまひてありとて

内殿ハ清涼殿
とり

三代實録は毎年四月八日 天子内殿にて灌佛一なま親王公卿

かゝる殿上の六位以上新銭を奉るとあるハ佛布施の事なり佛

布施とハほとけを奉る御布施にて近きいそぎ今の世のさいせん

これに當れ○年中行事大概といふ書ハ佛布施を舟裏と

名づけ銭を紙につく公卿次第小持衆とて佛前におくといへり

○江次第裏書は長保五年より銭をあはれめて紙を用ひらる、

とあり○まへ公事根源集釋は女房の布施ハ色紙短冊扇

筆の類と花の枝をむきびつけて風流あるを衣箱のふちに入れて
簾の中より出さるゝといふこれら佛布施をも御導師に
賜ふなり

この佛生會ハ推古天皇よりせしむる時如來の
ゆれちまひけるとも天竺下りて水とてさあぶせ
なりしとやなり

○まへ十二月の御佛名ハ地獄の画の御屏風と立
らるゝこと公事根源雲圖抄等ハ

情おもゆる小唐土にもくく佛法信仰の國王ありて漢明帝
よりこのく世の史書僧傳ののる處隋文帝の曇延法師と

懸記ハハハハハ
如來の説ハハハハハ
なまハハハハハ

歸依ハ梁武帝の實誌和尚と信仰ハ姚秦の羅什持堅の道安晉
主の慧遠陳隋の智者大師と禮敬するがごとき枚舉ハ違はぬ
されどもまへ三武の厄とくる事もありて天下の伽藍を毀ち壞
し刺僧尼を還俗させたることも凡三度あり其後宋朝は
つり儒學寢起て佛法を排斥する人まあれども太宗眞宗
仁宗等の天子佛法をたしむゆゑ潰ことあらぬども宋明
の間まへ儒者の為ハ誣られて危ことハよりくあり然
るが日本ハハハハのごとく佛法をもつて禁裏年中の公式
とまへまゆゑそのく
今上皇帝の聖代はより總計一千三百年尾興守屋の外は
佛法は怨ある人なり却て聖王賢臣この法を尊信
たしむこと特はあつゝ實ハ大乘相應の國たること如來の懸

記きこふ符ふ合あせり

○附ていふ天武天皇諸國に勅命して家ごとく佛舎をたて、佛像
を安置せしむと日本^{わがくに}の定式^{さだめ}とあたたまへること日本^{わがくに}紀^きもいふ類聚國^{るいよく}
史^しは、いふに、いふときハ賤^{しん}が埴生^{はふふ}のうちにても佛壇^{ぶつだん}づくりハ
子^こ勅願^{しよくがん}の所なればたとひ不信^{ふしん}の人ちりとも恭敬^{くきやう}尊重^{そんじゆう}をせざるなり

こゝ
 粵ふえつれら前まへ世よいひくる善因ぜんいんのありてうはかる目出めで
 度たぎ御邦ごくわに生なまれ末代まつだいといまう〜〜ながる生身しんみの靈佛れいぶつ
 いまもなる止住とじうま〜ませバ宛あづかりも釋迦しやくぢやう世尊せそんのま〜
 ま〜と世よは值奉あひたちまろる小もわさう〜劣かちるまが若此もこのたび
 ま〜い生死しでを出いでむバいつうま〜斯かくのごとき勝縁しょうげんあるんや
 ま〜い生死しでを出いでむバいつうま〜斯かくのごとき勝縁しょうげんあるんや

冀^{こゝろ}へ上^{あが}来^きの^{こゝろ}あ^らる^{こゝろ}三^{さん}國^{こく}傳^{でん}来^きの^{こゝろ}繪^え詞^し傳^{でん}そ^の畫^えと見^み其^{その}
 詞^{ことば}と聞^{きこ}ん人^{ひと}信^{いし}づるも^{こゝろ}謗^そるも^{こゝろ}菩^ぼ提^{だい}の^{こゝろ}因^{いん}と成^{なり}ぜ^め
 たまへ此^{この}外^{ほか}も^{こゝろ}何^{なん}と^{こゝろ}慮^{おも}んや^{こゝろ}茲^{こゝ}ま^{こゝろ}お^いて^{こゝろ}筆^{ふで}と^{こゝろ}抛^{なげ}て^{こゝろ}
 その^{こゝろ}歳^{せい}月^{げつ}と^{こゝろ}記^あと^{こゝろ}時^{とき}安^{あん}政^{せい}い^のと^{こゝろ}巳^みの^{こゝろ}仲^{ちゆう}秋^{きゆう}既^き望^{ぼう}皎^{けう}月^{げつ}の^{こゝろ}
 いと^{こゝろ}明^あむる^{こゝろ}夜^よ般^{はん}若^{やく}雲^{うん}臺^{たい}の^{こゝろ}窻^{そう}下^か小^{せう}誌^し一^{いち}畢^ひ

南無阿彌陀佛

嘗鑑時機忽出淵大悲方便振乾坤
法輪常轉信陽地往拜一光三聖尊

一月懸天印萬川衆生信水佛心傳
請看感應靈通處百億分身化大千

善光寺如來繪詞傳卷六 大尾

或書曰譯田の宮
宮にて御即位と
いふもあれども
譯田の宮は十市
郡と豊浦の
うもふあり

予嚮小前編と輯録せしとき三の巻の末段豊浦寺の條下より
守屋 勅をうけて此寺を焼くのちハ荒原一堆の焦土となり
ぬたりし八年の後 推古天皇その地ハ 内裏を建てしと
書けるハたゞ年數の違ひのみあり 御即位のより小
墾田の宮と建てしより予よりごうちのわたりたるゆゑ
なり 推古天皇の 御即位ハ海石榴市の宮にて行らせたまひ
それより十年とぞして小墾田の宮とたてさせたまふゆゑ守
屋が寺を焚くよりハ十八年の後なり海石榴市の宮ハ 推古天
皇そのより 敏達天皇の皇后たりし時よりの別業なること
用明元年の御卷より凡大和國ハ海石榴市といふ處城上郡
山邊郡ともあれども 推古天皇の豊浦の宮ハ高市郡の海石榴
市にて今の橘寺より五六丁東北にあり飛鳥川の東端なり

この地を元つづいちと 豊浦といふ此あさりの惣名にて海石榴市も小墾田
も共々豊浦の内なれどもそのとめ海石榴市の内裏と豊浦
宮ともうゝゆゑ後の内裏はこれ簡別して小墾田の宮と稱
奉る況 推古十一年の御卷小墾田の宮とて遷らせたまふこと
ふにたればかく誤るべきはあゝぬども諸記のまゝと倉卒に筆
きて前後二所の内裏と一とあるは全く予が鹵莽なり
まゝ同卷七葉八幡宮垂跡の條下にも三歳の小兒は托しおまひてと
りへべきと現われたまふは作り二の卷九葉にも一捺手の假字一けつ
手とつけたり此等ハ稿本の寫誤なれども最早その刻板王府の
御文庫に納りたれば改字する由なり因てこの事をこゝに
附記して彼卷をもも人は惑わかしめんと庶幾の

東叡山藏版

製本所

江戸下谷廣徳寺前

和泉屋庄次郎

附録一卷 別帙

全部筆者 伊勢瀨陽居士中村市平源心雅

畫工 京都 森田將監秦易信

彫工 同 井上治兵衛永久



